

学校法人明星学苑外部資金による研究に関わる研究員に関する規程

平成21年11月20日

制 定

(目的)

第1条 この規程は、明星大学（以下「本学」という。）における、受託研究及び共同研究等の外部資金による研究の遂行に従事する者（以下「研究員」という。）について、必要な事項を定める。

(研究員の雇用)

第2条 研究員は、学校法人明星学苑契約教職員就業規則（平成15年）第2条第1項に定める契約教職員とする。

2 研究員の雇用は、当該研究の代表者が推薦し、代表者が所属する部局の長及び本学連携研究センター長（以下「センター長」という。）が承認の後、学長の承認を経て、理事長が決裁するものとする。

3 研究員の契約期間は1年以内とし、更新を妨げない。ただし、更新を含む最長契約期間は当該研究の研究期間とするが、通算契約期間の上限は最長で5年間とする。通算契約期間とは、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第1項及び第2項に定める意味と同一とする。

4 前項の規定により雇用契約期間満了となった研究員は、6箇月以内に学苑と雇用契約を締結することはできない。

(研究員の種類)

第3条 前条に定める研究員の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 主幹研究員（Senior Research Associate）

本学退職者で研究代表者を務める者

(2) 主任研究員（Chief Research Associate）

博士の学位又はそれに相当する研究能力を有し、当該研究のリーダーとして研究を遂行する者

(3) 常勤研究員（Regular Research Associate）

研究能力を有し、当該研究を遂行する者

(4) 客員研究員（Guest Research Associate）

学校法人明星学苑客員教授等に関する規程（平成16年）第3条第1項第2号に定める客員研究員

(5) ポスト・ドクター（PD）（Postdoctoral Research Associate）

学校法人明星学苑ポスト・ドクター任用規程（平成18年）に基づき任用されている者

(給与)

第4条 研究員の人件費（給与、社会保険料の学苑負担分、通勤交通費）は、当該研究の外部資金を充当する。ただし、当該研究の外部資金を配分する配分機関等において別に定めがある場合は、その定めに従うものとする。

2 研究員の給与の算定については、次のとおりとする。

(1) 主幹研究員、主任研究員、常勤研究員の給与は学校法人明星学苑契約教職員就業規則に、及び客員研究員の給与は学校法人明星学苑客員教授等に関する規程に基づき、受託研究契約等の外部資金による研究に係る契約等に応じて当該研究の代表者が原案を定め、代表者が所属する部局の長及びセンター長の承認の後、学長の承認を経て、理事長が決裁するものとする。

(2) ポスト・ドクターの給与は、学校法人明星学苑ポスト・ドクター任用規程に基づき支給する。

(出張旅費)

第5条 出張旅費については、学校法人明星学苑教職員出張旅費規程（平成10年）に基づき支給する。ただし、同規程別表第4に定める等級別区分について、センター長が認めた場合は、この限りでない。

(雇用契約の解除)

第6条 理事長は、雇用契約期間中であっても、研究員が次の各号の1に該当する場合、当該契約を解除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 当該研究員が自ら契約の解除を申し出、これが認められたとき。

- (3) 研究プロジェクトにおける担当業務が終了したとき。
- (4) 勤務状況が著しく不良なとき。
- (5) 心身状況に著しく故障があるため、勤務に耐えられないと認められるとき。
- (6) 故意又は過失により、学苑の信用を傷つけ、又は学苑に損害を与えたとき。

(守秘義務)

第7条 研究員は当該研究を通じて知りえた秘密情報を、学苑の許可なく外部に発表、開示、漏洩してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(職務発明)

第8条 研究員は当該研究による発明等の取り扱いに関して、学校法人明星学苑職務発明規程（平成21年）に則り手続を行うものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めのない事項については、学校法人明星学苑契約教職員就業規則に準ずるものとし、そのほか必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は平成21年11月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2025年4月1日から施行する。